

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 お宝発見水口店 甲賀市水口町北泉一丁目131 ほか
- 2 意見の概要 甲賀市からの意見
 - (1) 店舗の営業については、深夜営業によって考えられる懸念点を理解し、地域住民との協議内容や意見等にも誠意を持って対応してください。
 - (2) 雇用については、地元での積極的な採用を進めてください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
 - (2) 縦覧期間 令和5年12月8日から令和6年1月9日まで